

第4次 山県市行政改革大綱



(平成27年度～平成31年度)

【平成27年3月19日】

山県市

目 次

目 次	1
1. 行政改革の趣旨	2
(1) これまでの行政改革	2
(2) これからの行政改革	3
(3) 第3次行政改革大綱の効果	4
2. 第4次行政改革の基本的な考え方	6
(1) 趣 旨	6
(2) 計画期間	6
(3) 基本目標	6
(4) 改革の視点	7
(5) 実施計画	7
(6) 推進体制	8
(7) 推進体系	8
3. 重点的な取組項目	9
(1) 組織・人材の改革	9
(2) 財政運営の改革	10
(3) 行政運営の改革	12
(4) 市民協働による改革	14
参考資料	17
(1) 諮問書・答申書（写）	17
(2) 山縣市行政改革推進委員会設置要綱	20
(3) 山縣市行政改革推進本部設置要綱	21
(4) 山縣市行政改革推進委員会委員名簿	22
(5) 用語解説	23

1. 行政改革の趣旨

(1) これまでの行政改革

本市は、「最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の基本原則の下、平成16年6月、山縣市行政改革大綱及び同実施計画（計画期間：平成16年度～平成18年度）を策定し、全庁的な行政改革の取組みを開始しました。

平成17年12月になって、総務省においては、事務・事業の再編・整理、廃止・統合等をはじめとする9つの項目について、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を市民にわかりやすく明示する計画の策定という「行政改革推進における新たな指針」が示されました。そこで、他自治体との比較をしやすくしていくためにも、既存の計画を踏襲しながら見直し、「第2次山縣市行政改革大綱及び同実施計画」（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定しました。

その後は、当該計画期間満了に合わせ、「第3次山縣市行政改革大綱及び同実施計画」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、これを集中改革プランとして位置づけ、定員管理の適正化など具体的な数値目標等を掲げて行政改革を推進し、着実に効果をあげてきたところです。また、県内で唯一「起債許可団体」^{※1}となつてはいますが、早ければ平成26年度決算により、遅くても平成28年度決算には、これを脱する見込みとなってきました。

※1 公債費負担の適正化

町村合併後、「新市まちづくり計画」をもとに、合併特例債等の有利な地方債を発行し、公共施設等の整備事業を積極的に実施してきたことにより、平成22年度決算において、実質公債費比率が18%を超えて「起債許可団体」となりました。現在は、市公債費負担適正化計画（平成23年度～平成28年度）を策定し、実質公債費比率の低減化に努めてきているところです。

(2) これからの行政改革

これまでの行政改革は着実に進んできたものの、依然厳しい財政状況は続いており、今後も急激に進む少子高齢化や経済状況の悪化により見込まれる扶助費の増加などにより、本市を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されます。特に、平成26年度から普通交付税の合併算定替による加算額が減少し始め^{※2}、平成31年度にはこれが皆無になるなど、これまで以上に簡素で効率的な行財政運営が必要となってきています。

こうした中で、市民とともに新しいまちづくりを展開するに当たっては、職員の意識改革と資質向上、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対し、的確かつ迅速に対応できる組織や健全な行財政基盤確立を目指す必要があります。また、地方分権の進展により、地方自治体の「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大してきている中であって、市民による公共・公益活動への参加意識を高め、積極的に市民と協働・連携した「協働によるまちづくり」を進めて行く必要もあります。

このようなことから、市民とともに新しいまちづくりを展開するにあたって、今後の積極的な行財政改革推進のための指針として、「第4次山口市行政改革大綱及び同実施計画」を策定します。

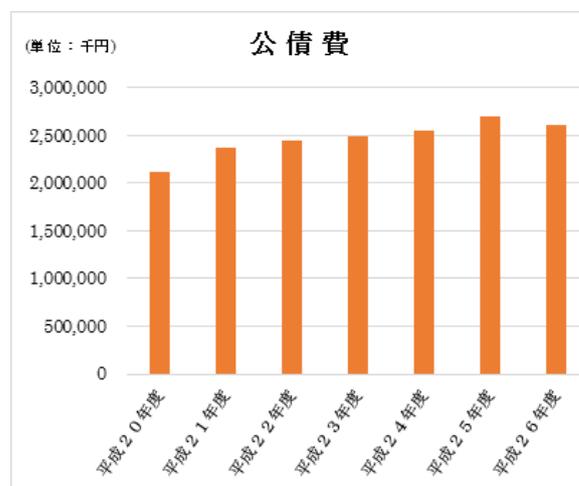
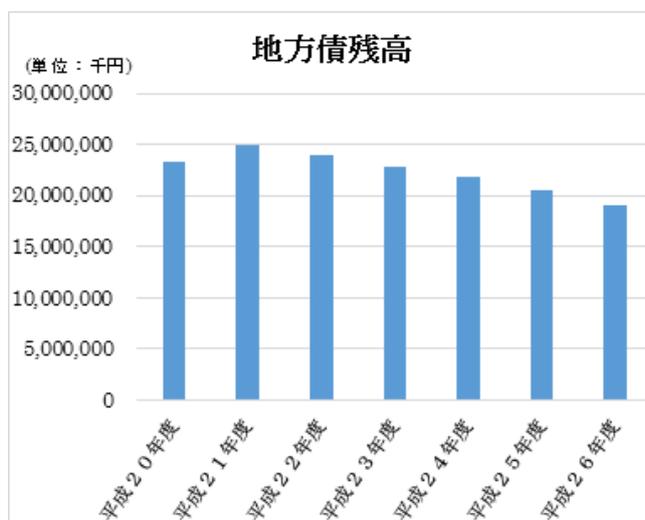
※2 合併による財政支援（合併算定替）の終了

町村合併後10年間（平成16年度～平成25年度）の特例措置である普通交付税の合併算定替が終了することで、平成26年度から5年間で段階的に加算措置が減少しています。合併算定替による普通交付税額と加算措置のない普通交付税額との差額は、現時点では10億円ほどとなっています。

(3) 第3次行政改革大綱の効果

第3次行政改革大綱では、改革する項目を10の基本項目に分類し、それぞれに実施計画を定め、その進捗状況について毎年検証し、公表してきました。ちなみに、平成22年度から平成26年度までの累計効果額は、約8億1,000万円となっています。

基本項目	効果額	進捗率
1 事務事業の見直し	30,832 千円	84.6 %
2 民間委託等の推進		62.5 %
3 定員管理・給与の適正化	448,852 千円	100.0 %
4 組織機構の見直し		80.0 %
5 財政の健全化	321,374 千円	92.3 %
6 職員の資質向上と職場の活性化		100.0 %
7 情報化の推進		100.0 %
8 行政サービスの向上		100.0 %
9 市民との協働	7,096 千円	100.0 %
10 地方公営企業の経営健全化		50.0 %
計	808,154 千円	



財政状況

(単位:千円)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入総額	13,755,599	17,139,994	12,734,237	12,743,821	13,236,472	12,765,726	12,852,218
うち市税	3,190,876	3,086,238	3,047,456	3,003,994	2,964,962	2,984,493	3,027,828
うち地方交付税	4,288,790	4,590,047	4,949,273	5,218,625	5,410,367	5,571,114	5,425,680
うち地方債	2,578,300	3,561,800	1,156,524	928,860	1,273,500	1,019,300	880,300
歳出総額	13,049,369	16,777,811	11,809,784	12,097,293	12,601,182	11,960,716	12,340,312
義務的経費	5,859,823	6,118,004	6,464,513	6,686,518	6,549,325	6,514,563	6,608,937
人件費	2,729,568	2,666,210	2,564,015	2,642,336	2,473,131	2,299,465	2,387,390
扶助費	1,010,821	1,086,776	1,456,894	1,552,491	1,528,676	1,520,036	1,609,285
公債費	2,119,434	2,365,018	2,443,604	2,491,691	2,547,518	2,695,062	2,612,262
投資的経費	3,158,713	5,849,168	845,731	854,212	1,317,448	801,450	1,004,244
その他の経費	4,030,833	4,810,639	4,499,540	4,556,563	4,734,409	4,644,703	4,727,130
地方債残高	23,319,235	24,894,854	24,000,053	22,807,901	21,873,843	20,507,043	19,044,297
基金残高	6,291,791	6,614,057	6,811,773	7,384,493	7,892,393	8,320,032	8,277,090
うち財政調整基金	2,204,064	2,514,049	2,520,469	3,024,336	3,377,836	3,631,417	3,636,003

市税の状況

(単位:千円)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市 税	3,190,876	3,086,238	3,047,456	3,003,994	2,964,962	2,984,493	3,027,828
市民税	1,482,112	1,403,250	1,352,481	1,299,055	1,385,362	1,386,856	1,428,456
固定資産税	1,518,850	1,497,095	1,507,808	1,502,156	1,384,733	1,388,187	1,390,903
軽自動車税	58,281	59,894	60,585	62,055	62,227	63,224	64,362
たばこ税	131,105	125,513	126,049	140,285	132,074	145,614	143,475
鉱山税	527	486	532	444	567	612	633

2. 第4次行政改革の基本的な考え方

(1) 趣 旨

第4次行政改革の推進にあたっては、単に経費の節減を目指すだけではなく、「飛躍する新たなまちづくり」に挑戦していくという意識の下、多様な市民目線を視野に入れつつ、市民満足度が高い「質の高い行政サービス」の実現を目指していきます。

また、市民と行政とが連携して課題を解決していくという「協働」の視点も取り入れ、従来の行政のあり方を見直し「持続可能な行政システム」への転換・発展も目指していきます。

(2) 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢等の変化に伴い、必要なときは改定を図るものとします。

(3) 基本目標

「真に質の高い行政サービス」「市民と行政とが連携した公共・公益サービス」を充実させていく上で、将来を見据えて持続可能な行政運営システムの確立が必要です。

また、そうしたシステムの構築には、市政の公開性を高め、市民が当事者意識を持って積極的に参加していく機運を高め、もって事業者を含む市民と行政とが信頼関係になければなりません。そこで

安心・信頼される持続可能な行政運営

を基本目標として定めます。

(4) 改革の視点

次の4つの視点により、基本目標の達成を目指していきます。

○ 組織・人材の改革 ～ 職員の資質向上 ～

行政サービスの質と量に見合った適正な定員管理を行っていきます。また、職員個々の資質向上、組織全体の効率化と活性化も目指していきます。

○ 財政運営の改革 ～ 持続可能な財政運営 ～

職員一人ひとりが、中長期的な視点での正しい財政状況を認識し、組織全体で持続可能な健全財政を堅持していきます。

○ 行政運営の改革 ～ 高度で効率的な行政サービス ～

少子高齢化が進む中で、持続可能な行政サービスの実現を目指し、高度で効率的なサービスの提供を目指していきます。また、危機管理体制を充実させるほか、各事務事業の効率化と迅速化も目指していきます。

○ 市民協働による改革 ～ 協働のひとづくり・まちづくり ～

市民の暮らしに必要な公共的サービスを真に充実させていくためには、市民力の向上が必要不可欠でもあり、地域を担う「ひとづくり」と、それによる「まちづくり」を推進していきます。また、市民に正しい財政状況やその他の行政情報を分かりやすく伝え、正しい状況を認識してもらうことにより、市費の投入を真に必要なものへと集中化していきます。

(5) 実施計画

行政改革大綱に沿った施策をより着実に推進していくため、具体的に実施する施策を実施計画に位置づけ、実施状況の点検と見直しを行っていきます。

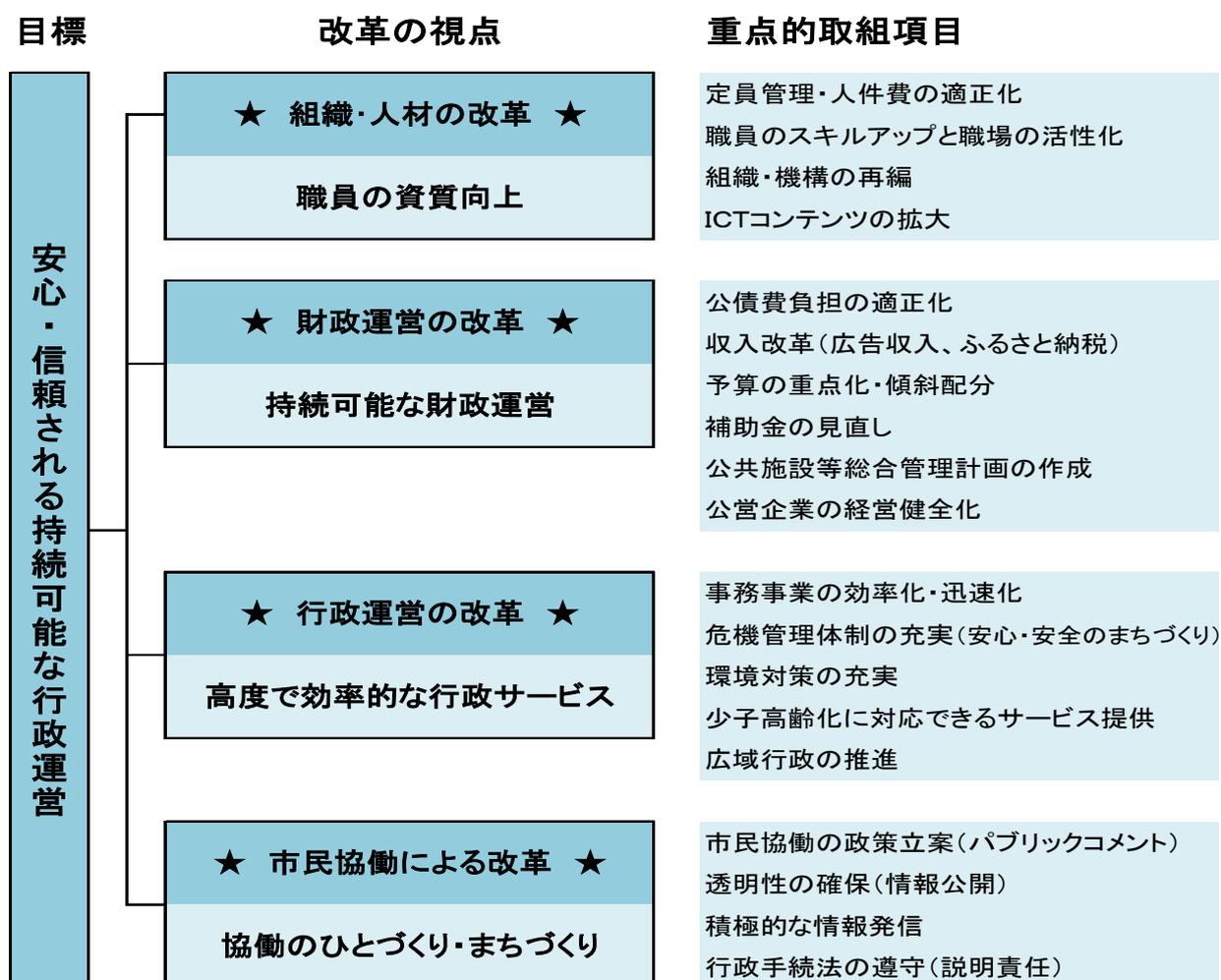
(6) 推進体制

行政改革大綱に沿った施策を推進する上で、縦割りの弊害を避けるため、市長を本部長とする「山縣市行政改革推進本部」が中心となり、全職員一丸となって取り組んでいきます。また、多様な価値観の市民の様々な意見を取り入れるため、「山縣市行政改革推進委員会」の助言等を踏まえた推進計画の実施に取り組んでいきます。

進ちよく状況等については、具体的な数値を指標とした自己評価に加え、行政改革推進委員会においても客観的な評価を実施してまいります。

(7) 推進体系

「安心・信頼される持続可能な行政運営」の確立を目指し、4つの改革の視点の下に、各種重点項目に取り組んでいきます。



3. 重点的な取組項目

(1) 組織・人材の改革 ～ 職員の資質向上 ～

① 定員管理・人件費の適正化

定員管理については、地方分権の進展や多様化・複雑化する市民ニーズによる行政需要の増加に対応し、行政サービス水準に合った適正な定員で管理していきます。

また、事務処理の効率化、職員の適材適所の配置のほか、再任用職員や非常勤職員等の活用も含め、全体のバランス等を考慮した職務体制を目指していきます。

さらに、職員の年齢別構成等も視野に入れつつ、新規職員の計画的な採用や早期退職勧奨制度の実施により、職員定数の増加を抑えるようにします。

② 職員のスキルアップと職場の活性化

複雑・高度化する行政課題に対応していくため、専門的な知識や技術を習得するための多様な研修、管理職の指導力強化等のマネジメント力の強化を目的とした研修を実施していきます。それにより、個々の職員の能力を発揮させ、組織の効率的な運営を図るとともに、次代を担う職員の能力育成を目指していきます。

また、幅広い視野の育成や先進的政策の習得を目指し、国県や他自治体等との人事交流や職員派遣を実施し、職員の意識改革や能力・資質向上を図っていきます。

さらに、自主的で挑戦的な組織風土を醸成し、職員のやる気の喚起と資質向上を図るため、職員の能力、意欲、実績等を適正に評価する新たな人事評価制度の導入を検討します。

併せて、職場でのストレス等による病を未然に防ぐためのメンタルヘルス研修など、職員の心と体をケアする研修も実施していきます。

③ 組織・機構の再編

機能的で市民にわかりやすい組織改革を推進していきます。また、地方分権や権

限移譲による事務量の変化や時代ニーズなど、新たな行政需要等に迅速かつ的確に対応するための、組織機構の見直しを進めていきます。そして、市民の視点に立ったサービス全般の見直しや窓口改善、行政手続きの簡素化を進め、便利で分かりやすく、満足度の高い行政サービスの提供に努めていきます。

④ ICTコンテンツの拡大

電子申請等による市民利便性の向上と内部事務の効率化を推進していくため、インターネットを利用した行政手続きのオンライン化など、ICTコンテンツ（情報通信技術を利用したサービス）の有効活用を目指していきます。それと同時に、情報セキュリティ対策を十分に講じていきます。また、最新の行政情報については、詳細な情報も含め、ホームページ等を利用して積極的に発信していきます。

(2) 財政運営の改革 ～持続可能な財政運営～

① 公債費負担の適正化

公債費負担適正化計画に基づき、まずは早期に実質公債費比率を18%未満として「起債許可団体」から脱却します。その後も、中長期的な計画の視点の下で、市債を発行することが有利な場合等を除いては市債の発行を極力押さえ、実質公債費比率を低く抑えるように努めていきます。

② 収入改革（広告収入、ふるさと納税）

市広報の広告欄やホームページのバナー広告での収入、庁舎等の市が保有する財産を積極的に活用した広告収入のほか、ネーミング・ライツ（施設に愛称を付けることができる命名権）などの収入確保策を検討するなど、新たな発想での収入確保も目指していきます。

また、利用しやすい「ふるさと納税制度（寄附制度）」も検討し、あらゆる角度

から、効果的な財源確保を目指していきます。さらに、中長期的に活用する見込みのない公有財産等については、譲渡も含め、売却を検討していくとともに、主要な自主財源である市税等の収納率の向上に努めていきます。

③ 予算の重点化・傾斜配分

普通交付税の合併算定替による加算額がなくなっていくなど、本市の行財政を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況を迎えていくこととなります。他方で、中長期的に取り組むべき課題に対応する予算措置については、時機を逸することのないような予算措置も必要です。

そうしたことから、国や県による財政支援措置を最大限に活かしつつ、「将来的に経常的経費等を縮減し得るもの」「将来的に収入の確保が期待されるもの」などに係る投資的経費等の「中長期的に取り組むべき課題等」へは、優先順位付けを行い、重点化させたり、傾斜配分するなどして、メリハリのついた戦略的な予算編成を目指していきます。

④ 補助金の見直し

補助金は、行政サービスの補完という面や、行政目的を効果的かつ効率的に達成する間接的手段として有用です。しかし、厳しい財政状況下にあっては、市民の自発的な活動を促進する補助金など、より効果のあるものへ重点化し、将来的に金額を縮減していけるような制度へとシフトしていく必要があります。

そうした考え方の下、従来からの慣例に縛られ過ぎず、効果や必要性等の検証と見直しに努め、より効果のあるものに重点化していくなど、効果的な補助金の運用を目指していきます。

⑤ 公共施設等総合管理計画の作成

公共施設等の老朽化や人口減少等の社会環境の変化への対応を図りつつ、最適な

更新投資を行うため、公共施設の再編・更新・維持管理等のライフ・サイクル・コストを視野に入れた総合的な公共施設等のマネージメントを推進していきます。

そのため、国でいう「インフラ長寿命化基本計画」の自治体版の行動計画ともなる、公共施設・インフラの総合的な管理計画としての「公共施設等総合管理計画」の策定・更新を目指していきます。

⑥ 公営企業の経営健全化

市が経営する地方公営企業については、事業の効率的・効果的な経営による経済性と公共性の両面の観点から、市民の生活や地域の発展に不可欠な公共サービスの質の向上を目指していきます。

独立採算の基本原則に則り、一般会計への依存を避け、受益者負担の原則の下に、料金収入の適正化を図るとともに、運営コストの適正化に努めるほか、合理的な工法の研究等により、総合的に経済性を発揮していくように努めていきます。

また、上水道については、災害等に対応したライフラインの確保を目指し、下水道事業については、合理的な料金体系のあり方も研究しつつ、加入率の向上に努めていきます。

(3) 行政運営の改革 ～高度で効率的な行政サービス～

① 事務事業の効率化・迅速化

権限移譲等による新たな事務事業、複雑・多様化する市民ニーズに対して、迅速かつ的確に対応していくため、行政サービス向上等の実現を目的とした、事務事業の成果志向及び市民志向への転換を図りつつ、その必要性和事務執行形態を見直し、再編・整理、統廃合を推進し、効率的・効果的な行政の運営体制を確立していきます。

② 危機管理体制の充実

市民の安心と安全の確保を図るため、災害等に適切に対処できるよう、市民への防災意識の普及・啓発や、自主防災組織の編成を推進し、災害に対する備えを行っていきます。特に、女性や高齢者、障がい者などの視点も踏まえた災害対応や避難時の拠点となる施設等の整備も計画的に進めていきます。

本市においても、人口減少や高齢化の進展等により、管理されない空き家が増加しています。そのような空き家に起因し、防災面、景観上、衛生上、防犯上の問題等の発生が危惧されており、その対策を推進していきます。また、市内においては、各職場に潜在する様々な事故等のリスクを点検し、職場全体でのリスク管理意識の高揚と共有化も図っていきます。

③ 環境対策の充実

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画を推進していくため、節電や省エネルギー対策を積極的に推進し、市の事務事業の執行によって発生する環境負荷の低減化を図っていきます。また、太陽光・バイオマス・小水力発電等再生可能エネルギーについても検討し、推進又は促進していきます。

④ 少子高齢化に対応できるサービス提供

今後も当面は続くと考えられる少子高齢化の進展の中で、高度化・多様化する市民ニーズの全てに答えていくことには限りがあり、こうした環境の中においても持続可能な行政サービス体系を構築していくことが重要です。また、規制緩和の推進等により、民間サービスの領域が拡大してきており、NPO法人等の活動も活発化するなど、公共サービスの担い手は急速に多様化してきています。

こうした中で、民間の持つノウハウ、活力を有効に活用し、「民間でできることは民間に」という考え方を基本として、公の施設の管理運営方法について、多角的

に検証しつつ、行政サービスの質の向上、効率的・効果的な運営の観点から指定管理者制度を推進していきます。

また、「近接性・補完性の原理」を基本として、行政が果たすべき役割を改めて見直し、行政責任の確保に十分配慮しながらも、民間活力を可能な限り活用し、市民団体や企業等との連携を図り、実質的な公共的サービスの向上を目指して、市民の福祉サービス向上に努めていきます。

さらに、市民協働を推進し、市民や企業、行政が担う役割や範囲を明確にしながら、市民活動のリーダーや担い手の育成も図り、行政と市民が互いに協力し、補完し合う「協働のしくみづくり」を目指していくことで、自主・自立のまちづくりを推進していきます。

⑤ 広域行政の推進

生活圏の広域化や市民ニーズが多様化する中では、周辺市町村との広域的な連携による施策の充実が、ますます重要になってきます。

そこで、特に保険・消防・観光・交通分野の行政については、積極的に広域行政の推進に努めることにより、より質の高い効率的な行政サービスの向上を目指していきます。

(4) 市民協働による改革 ～協働のひとづくり・まちづくり～

① 市民協働の政策立案

本市には行政運営の総合的な指針となる「総合計画」をはじめ、各分野において市民アンケートや意見を反映させた様々な計画があります。各種計画の策定にとどまらず、行政サービスの向上や経費の削減計画、事業などの立案においても、パブリックコメント制度等による積極的な市民参画を促進し、市民が満足度を感じられる行政サービスの推進を目指していきます。また、大学等の高等教育機関や企業と

の連携を強化することで、先進的な知識や専門的なノウハウを行政に活かして、複雑・高度化する課題への対応を図っていきます。

なお、本市には、「水栓バルブ発祥の地」や「利平栗発祥の地」があります。また、小中学生の虫歯罹患率^{りかん}の低さは全国トップクラスであり、市内のすべての小中学校にランチルームがあり自校方式で給食が取れるのは全国的にも珍しく、自慢の要素ですが、こうした市の特徴を認識していない市民も多く存在します。そこで、新たな本市のナンバーワンやオンリーワンを探し出しつつ、多くの市民と情報を共有化し、ふるさとへの愛着感を持ち、市民が力を合わせて暮らしやすい地域を創出できるような環境づくりを推進します。

② 透明性の確保

各種行政サービスにおいて、市民が満足度を感じ、市民参加型の行政を確立するためには、まずは、市民目線で、市政の状況をわかりやすく市民に伝えなければなりません。また、市民目線は、利害関係者と非利害関係者という双方の視点による必要があります。

こうした趣旨の一環として「山県市版事業仕分け」も実施してきました。今後も、個人情報保護とプライバシー保護に留意しつつ、行政運営の過程をなるべくわかりやすく公表するようにし、行政の説明責任を果たしていきます。

③ 積極的な情報発信

市民のまちづくりへの積極的な参加、さらには市政に参加しやすい環境づくりを図るため、市の広報紙や市ホームページ等をはじめとする行政情報の積極的な配信のほか、市民が必要な情報を容易に取得できるよう随時改善を図っていきます。

また、より透明性を高める情報の受発信体制の手法を検討するとともに、市民と行政とのコミュニケーションの機会の増加を目指し、お互いの信頼関係の構築を推進していきます。さらに、観光振興や移住・定住促進のためにも、市外に向けての情

報発信も積極的に行っていきます。

④ 行政手続法の遵守

申請方式等の煩雑さを解消するために一つの窓口で多くの事務を取り行う窓口の総合化（ワンストップ・サービス）を目指していきます。

また、新たに行政手続法（平成27年4月施行の「行政手続法の一部を改正する法律」）の規定の趣旨を踏まえ、市職員への周知と適正な運用に努め、行政運営における公正の確保と透明性の向上、市民の立場に立ったわかりやすい事務手続の推進と手続の簡素化・迅速化に努めていきます。

山企第 271 号
平成26年12月16日

山縣市行政改革推進委員会
会長 杉山道雄 様

山城市長 林 宏 優



第4次山縣市行政改革大綱の策定について（諮問）

山縣市行政改革推進委員会設置要綱第2条の規定に基づき、第4次山
縣市行政改革大綱の策定について、貴委員会の意見を求めます。

理 由

本市では、平成22年3月に策定した第3次山縣市行政改革大綱及び
実施計画（平成22年度～平成26年度）に基づき行政改革を推進して
おります。

また、今後、更なる高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応する
とともに、より一層の市民サービスの向上を図るため、引き続き行政改
革を推進する必要があり、第4次山縣市行政改革大綱（平成27年度～平
成31年度）を策定します。

つきましては、第4次山縣市行政改革大綱に関する御提言をいただ
きたく諮問します。

平成27年3月16日

山県市長 林 宏 優 様

山県市行政改革推進委員会
会長 杉 山 道 雄



第4次山県市行政改革大綱の策定について（答申）

平成26年12月16日付け山企第271号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

1 審議経過等

本委員会は諮問を受け、市当局から提出された「第4次山県市行政改革大綱（案）」を元に、委員ごとに様々な視点からの意見を出し、慎重に審議を重ね、大綱案を別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

なお、本大綱では取り組むべき項目をまとめた「実施計画（案）」も策定しております。今後は、よりよいまちづくりの実現に向けて積極的に改革を推進されることを望みます。

第1回山県市行政改革推進委員会	平成26年12月16日
第2回山県市行政改革推進委員会	平成27年 2月10日
第3回山県市行政改革推進委員会	平成27年 3月12日

2 附帯事項

実質公債費比率が18%を超えている（起債許可団体）中で、地方交付税の減少が見込まれ、依然厳しい行財政運営が続くものと思われます。

しかしながら、行政改革の推進にあたっては、単に経費の節減を目指すだけではなく、「飛躍する新たなまちづくり」に挑戦していくという意識の下、多様な市民目線を視野に入れつつ、市民満足度が高い「質の高い行政サービス」の実現を目指していく必要があると考えます。

また、地方分権の進展により、地方自治体の「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大してきている中であって、市民による公共・公益活動への参加意識を高め、積極的に市民と協働・連携した「協働によるまちづくり」を進めて行く必要もあります。

このようなことを踏まえ、市民とともに新しいまちづくりを展開し、『安心・信頼される持続可能な行政運営』にまい進されることを期待します。

3 要望事項

本大綱を実現するため、「実施計画」における各実施項目の進捗よく状況評価については、より客観的な評価ができるよう、具体的な数値目標等の表示に努められることを要望します。また、評価に当たっては、これに基づいて客観的な成果により進行管理されるよう要望します。

参考資料

山縣市行政改革推進委員会設置要綱

平成15年4月1日訓令甲第4号
改正 平成24年2月22日訓令甲第16号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、山縣市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、行政改革大綱等山州市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進につき必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

山縣市行政改革推進本部設置要綱

平成15年4月1日訓令甲第5号
改正 平成17年12月22日訓令甲第18号
平成18年3月23日訓令甲第10号
平成19年3月26日訓令甲第22号
平成24年2月22日訓令甲第16号
平成27年4月9日訓令甲第4号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、山縣市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、各課長(消防本部の課長を除く。)、議会事務局長、会計管理者、消防長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日訓令甲第18号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日訓令甲第10号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日訓令甲第22号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月9日訓令甲第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

行政改革推進委員会委員名簿 (平成26年12月16日)

	氏 名	備 考
会長	すぎやま みち お雄 杉 山 道 雄	
副会長	みやけ あけ み巳 三 や 宅 茜 巳	
委員	す み ひろのぶ 鷺 見 博 の 信	
委員	お お の あさ よし 大 お の 野 朝 よし	
委員	み ず た に な お よし 水 ず た に 谷 直 お よし	
委員	かわだ や え こ 川 田 八 重 子	
委員	よこやま く に こ 横 山 久 仁 子	
委員	え さ き ゆ り か 江 さ き 崎 由 里 香	

財政用語の解説

【地方交付税】

国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合を地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のことです。

【地方債】

公共施設の建設事業や災害復旧事業など、多額の経費が必要なものの財源に充てるための借金のことです。

【義務的経費】

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費（人件費・扶助費・公債費）のことです。

【人件費】

地方公務員の給与や退職金などに要する経費のことです。

【扶助費】

社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費（生活保護費等）及び市が独自に行っている施策に係る経費（福祉医療費助成費等）のことです。

【公債費】

市が借り入れた地方債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費のことです。

【投資的経費】

その支出の効果が、資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費（道路・橋梁・公園・学校など公共施設の建設等）のことです。